

## 養育費等講習会



オンラインによる参加  
又は県民ふれあい会館301中会議室での視聴  
のいずれかを選べます。

時間はいずれも  
13:30~15:30

| とき                     | 内容                             | 講師                       | 申し込み締切日        |
|------------------------|--------------------------------|--------------------------|----------------|
| 第1回 令和3年 10/9 <b>土</b> | 離婚で一番大事な子どものこと、<br>離婚の種類と手続き   | NPO法人M-STEP理事長<br>新川てるえ氏 | 9/29 <b>水</b>  |
| 第2回 令和3年 12/4 <b>土</b> | 離婚を支える支援制度、<br>離婚で後悔しない新生活の迎え方 | NPO法人M-STEP理事長<br>新川てるえ氏 | 11/24 <b>水</b> |



講師  
紹介

新川てるえ **しんかわてるえ** 作家・家族問題カウンセラー

1964年 東京都葛飾区生まれ。千葉県柏市育ち。  
10代でアイドルグループのメンバーとして芸能界にデビュー。  
1997年12月にインターネット上でシングルマザーのための情報サイト「母子家庭共和国」を主宰。  
3度の結婚、離婚、再婚等の経験を生かし家族問題カウンセラーとして雑誌、テレビなどに多数出演。  
2014年シングルマザーとステップファミリーを支援するNPO法人M-STEPを設立。



著書紹介

「子連れ離婚を考えたときに読む本」 日本実業出版  
「離婚家庭の子どもの気持ち」 日本加除出版  
他多数

## 「養育費」や「面会交流」の 取り決めはされましたか？

こんなことに  
悩んでいませんか。

- ・養育費を、どのように取り決めたらいいのかわからない。
- ・相手との話し合いが進まない。
- ・養育費の取り決めをしたが、支払ってもらえない。
- ・早く離婚したかったので養育費のことは決めなかったけれど、今からでも請求できるのだろうか。
- ・面会交流は何歳から始めたらいいのだろうか。



## 岐阜市 養育費取り決め 支援事業



ひとり親家庭の児童の養育費の支払いの継続した履行の確保を図るために必要となる公正証書等の債務名義の取得に必要な費用を補助します。

- 対象者** (1)岐阜市に居住するひとり親の方  
(2)過去に同様の補助金の交付を受けていない方
- 対象経費** (1)公証人手数料に定められた公証人手数料（養育費についての部分のみ対象）  
(2)家庭裁判所に対する調停の申立てや裁判に要する収入印紙代  
(3)公証役場又は家庭裁判所に要する戸籍謄本等の書類取得費用及び郵便切手代  
(※補助額の上限は17,000円となりますので、ご注意ください。)  
(※令和3年4月1日以降に取得した公正証書等の債務名義にかかる経費が対象となります。)

- 申込方法** 申請には、申請書に必要な事項を記入していただくほか、次の書類を添付してください。  
(1)申請者とその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し  
※児童扶養手当を受給されている方は、代わりに児童扶養手当証書の写し  
(2)補助対象となる費用の領収書の写し  
(3)養育費の取り決めを交わした文書（債務名義化した文書に限ります）  
※公正証書等の債務名義を取得した日から6か月以内に申請してください。  
申請書は岐阜市子ども支援課の窓口にてお渡しします。TEL 058-214-2396



◆ 離婚をするときに考えておくべきことをまとめた法務省の情報はこちらから

○ 離婚を考えている方へ  
～離婚をするときに  
考えておくべきこと～  
(法務省HP)



○ 子どもの養育に関する  
合意書作成の手引きと  
Q&A(法務省HP)



◆ 法務省が初制作！ 養育費不払い解消に向けた応援動画  
「養育費バーチャルガイダンス2021」は、こちらから  
(14分程度の動画です。手続きや書式、窓口などイラストで解説されています。)



◆ 養育費相談支援センター相談窓口はこちらから

【電話相談】  
平日(水曜日を除く) 午前10時～午後8時  
水曜日 午後0時～午後10時  
土曜日・祝日 午前10時～午後6時 (振替休日は電話相談はお休みです)  
※新型コロナウイルスの感染状況により、相談時間に変更になる可能性があります。  
03-3980-4108 (ご希望により、当センターが電話をかけた直後に電話料金を負担しています)  
0120-965-419 (携帯電話とPHSは使えませんので上記番号におかけください)

【メール相談】  
info@youikuhi.or.jp

## その他の支援 お問合せ先・・・岐阜市子ども支援課 TEL058-214-2396 仕事・キャリアアップ・資格取得を応援します！

### 自立支援教育訓練給付金事業

雇用保険制度の教育訓練給付金の指定教育訓練講座等を修了した場合、一定の割合で給付されます。

- ★受講開始前に申請（講座の指定）が必要
- ★対象者：児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方  
一般教育訓練または特定一般教育訓練もしくは専門実践教育訓練等を修了した者
- ★支給額：一般教育訓練給付金または特定一般教育訓練給付金の受給資格でない者  
受講に要した経費の60%（支給上限20万円、1万2千円を超えない場合は支給無し）  
・専門実践教育訓練給付金の受給資格を有していない者  
受講に要した経費の60%（支給上限80万円、1万2千円を超えない場合は支給無し）  
・雇用保険法による一般教育訓練給付金の受給資格を有しているもの  
雇用保険法による一般教育訓練給付金等による支給額を差し引いた額（その額が1万2千円を超えない場合は支給無し）



### 高等職業訓練促進給付金等事業

看護師や介護福祉士、言語聴覚士などの資格取得を目的に、修業する場合に給付されます。

- ★修業開始前に相談が必要（受講開始後でも申請は可能ですが、支給期間が短くなる場合があります）
- ★対象者：児童扶養手当受給者と同等の所得水準にある方  
養成機関で1年以上就業し、対象資格の取得が見込まれる方(令和3年度においては6ヶ月以上の訓練も対象)
- ★支給額：非課税世帯 月額100,000円(修業最終年次は月額140,000円)  
課税世帯 月額70,500円(修業最終年次は月額110,500円)
- ★支給期間：修業期間の全期間(上限4年)



### 高等職業訓練促進資金貸付制度

高等職業訓練促進給付金を受給している方に、入学準備金・就職準備金を貸し付けます。

- ★高等職業訓練促進給付金の支給決定後、6か月以内に申請が必要
- ★貸付額：入学準備金50万円(上限)・就職準備金20万円(上限)
- ★貸付条件：無利子(連帯保証人がいない場合は有利子)
- ★返済免除の条件：養成機関を修了し、資格取得した日から1年以内に資格をいかして県内で就職し、5年間継続して就業した場合は、返済免除

※令和3年度より自立に向けて取り組んでいる方を対象とした住宅支援資金が創設されました。



## 生活に必要な資金を応援します！

### 母子父子寡婦福祉資金貸付金

経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るため、母子父子寡婦福祉貸付金を貸し付けます。

- 1 大学(専門学校)に入学して、資格を取得したい → 技能習得資金
- 2 子どもが大学(専門学校)進学を希望しているため、お金が必要だ → 修学資金、就学支度資金
- 3 子どもが大学生だが、学費が払えない → 修学資金
- 4 技能習得のため学校へ通っているが、生活費が不足している → 生活資金
- 5 現在両親と同居しているが、仕事の都合によりアパートに引っ越す予定がある → 転宅資金

上記のほか、様々な状況に応じた資金を貸し付けています。また、貸し付け条件は資金により異なります。